

## 長野県立病院条例の一部を改正する条例案の反対討論(要旨)

### 藤沢のり子県議

この改正によって、利用者は介護サービス費用に含まれていた居住費相当分の一割負担を全額負担に拡大され、部屋の形態と所得によって負担額に違いはありますが多額の居住費を新たに負担することになります。また、これまで食材費分の負担から、食材費と調理費分の全額利用者負担になります。

政府与党と民主党によって強行された介護保険法の改正は利用者負担の増大と、軽度の利用者は施設入所から外すなどサービス切り捨ての許しがたい改悪であり、現場では大変な混乱がおきています。

今回の改正がサービスの改善どころか介護への国の財政支出を抑制する発想から出発していることに怒りを覚えるものです。

そもそも国の負担分を半減させて、負担を国民に肩代わりさせたことが保険料の引き上げを招いているのです。

低所得者は利用を制限されるというひどい中身であります。

先日訪問した老健施設では、“入所者の家族からこれ以上の負担はできないので家に引き取りたいと申し出があったが、在宅での介護体制は不十分としかいいようがない。しかし施設の経営も大変厳しくなるのでこれ以上の支援はできない。本当につらい”と、職員は胸の内を語られました。

## 利用料減免の独自努力を

秋田県湯沢市、東京都千代田区、荒川区を始め県内でも松本市や豊丘村が軽減措置を実施することになりました。松本市は社会福祉法人が実施する低所得者への負担軽減率を国が1/4に引き下げたことに対し、独自に年金収入などの合計が年80万円以下の人の軽減率を1/2に据え置くなど、利用者負担の軽減をはかります。

県はこれらの市町村に学び、国の負担増をそのまま県民に転嫁することなく県としても負担軽減のための努力をすべきであります。

来年度から課税される老年者控除の廃止は高齢者に6億6千万円の県民税の増税負担となります。県税増収分の一部を県独自の利用料減免にまわすことを提案するものであります。

本日のしんぶん赤旗では、共産党国会議員団の申入れに対して、尾辻厚労相は、地方自治体が利用者負担の減免措置を行なっていることについて「国が地方自治体にペナルティーを科すなどの干渉をすることは、全く考えていない」と述べたと報じられております。

私は、社会保障を前進させてきた県政の流れを更に前進させる立場に立ち、県民の命と暮らしを守るために努力をしていただくことを強く求め、利用料値上げの条例案の反対討論とします。